

柏市町会等 コロナ禍における対応事例集

コロナに負けない！
災害に負けない！

柏市地域支援課
柏市地域協働を考える会

はじめに

2020年1月頃から国内で感染拡大が始まった「新型コロナウイルス」は、1年以上経った現在（2021年2月）でも感染拡大が止まりません。この1年、町会・自治会・区等（以降、町会等と表記します）の活動は中止せざるを得ず、大きく制約されている状況が続いています。

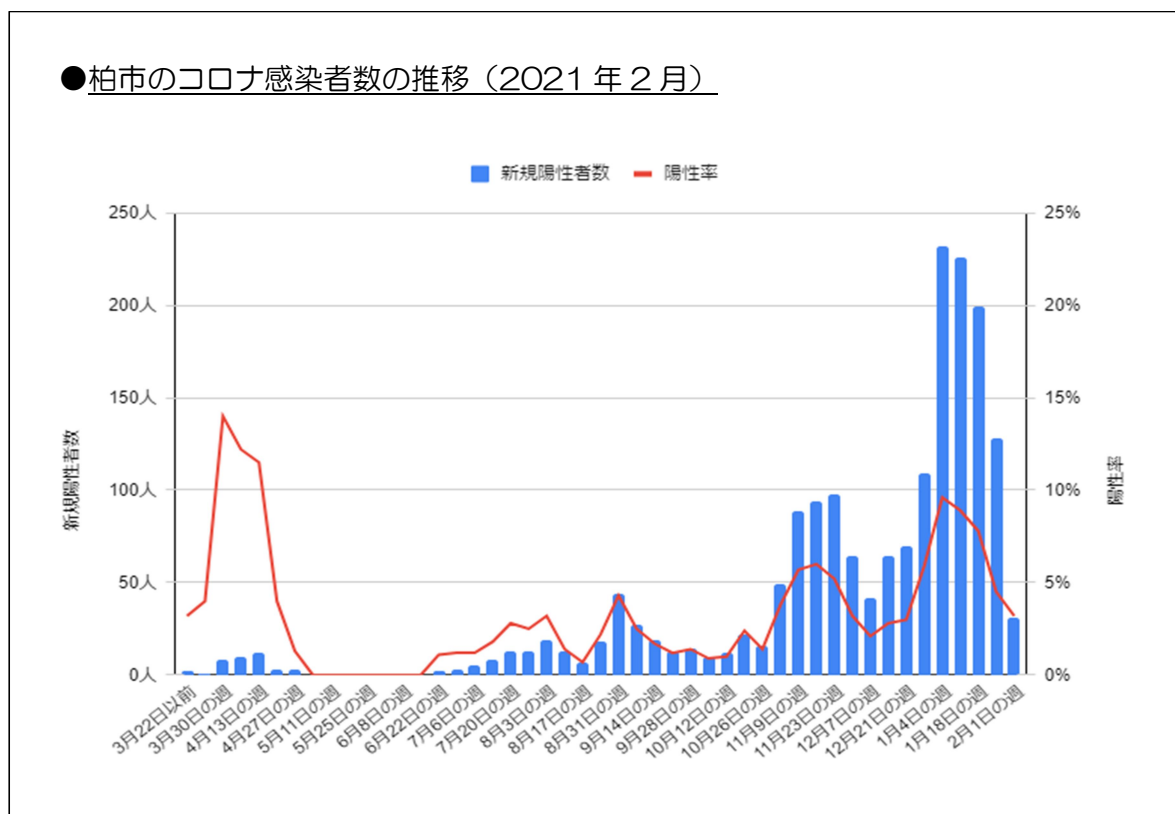
来年度の活動計画立案や役員引継ぎに際し、多くの役員の皆さんは戸惑い、迷っているものと思います。柏市地域支援課や柏市地域協働を考える会にも、多くのお問い合わせを頂いています。

そこで、今までの情報交換会やアンケート調査等の協働事業の中で得られた情報や知見を、皆さんが抱えている悩みや迷いに対し、少しでもお役に立てて頂こうと、この度「柏市町会等コロナ禍における対応事例集」を作成しました。

「人と人とのつながり」を分断するコロナ禍であっても、ご近所や地域の協力や理解はとても大切であり、安全で安心な地域をつくるのは町会等しか担えません。自然災害にも感染症対策は重要です。多くの町会等が、コロナ禍における町会等活動に対策や工夫を行っていますので、その事例をご紹介させて頂き、皆さんのご参考にして頂ければ幸いです。

「コロナに負けない！ 災害に負けない！」

地域に住む人たちから頼られる町会等になろう！！



（出典：柏市役所ホームページ 市内の感染者情報より）

目次

1. 新しい生活様式における町会等活動	
1) 町会等活動の基本	…P. 3
2) 活動推進に向けた検討事項	…P. 4
2. 各町会活動の具体的な進め方	
1) 町会等運営	…P. 5
2) 防災防犯活動	…P. 7
3) 地域福祉活動	…P. 8
4) 環境美化活動	…P. 9
3. まとめ	…P. 10
4. 参考資料	…P. 10
1) 「新しい生活様式」の実践例（厚生労働省）	…P. 11
2) 委任状（例）	…P. 12
3) 書面議決案内（柏市役所）	…P. 13
4) 書面議決報告（柏市役所）	…P. 14

【本ガイドブックを読む場合の留意点】

1. 本ガイドブックに掲載されている町会等の事例は、2020年度（令和2年度）の町会等情報交換会の討議内容やICT活用基礎研修会のアンケート結果等を元に作成しています。
2. 柏市の「町会等」には、町会・自治会・区と同様にコミュニティ活動を行っている集合住宅の管理組合も対象となっています。
3. 文中の「ICT(Information Communication Technology)」は情報技術を活用したコミュニケーション手段を意味します。

1. 新しい生活様式における町会等活動

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、各町会等の活動は自粛を求められ、また再開する際にも新しい生活様式に沿った内容にて実施することを求められています。今後、町会等に携わる役員の方々はどのような事を考慮し活動を再開すれば良いのか迷ったり、悩んだりしておられると思います。柏市地域協働を考える会では、町会等の活動再開に向けた取り組みについて、現在実施または検討されている事例をまとめました。

各町会等役員の皆さんに、ご検討の一助にして頂ければ幸いです。

【人との接触の自粛を求められている中での町会等活動について】

人と人とのつながりを保ち、安心して生活できる住み良い環境を作り出す町会等活動は、コロナ禍の有無に関係なく不可欠なものであり、町会等活動は「**どのような時にも人の絆を保つ拠り所**」として、今は**活動に工夫が必要**です。

●まずは、新型ウィルス感染拡大を防止するための基本は以下です。この内容をベースに工夫を検討していきましょう。

町会等活動の基本

感染防止の3つの基本

- ①身体的距離の確保：できるだけ2m（最低1m）、屋内より屋外
- ②マスク着用：常時着用、近接での会話回避
- ③手洗い：会合前（建物への入場時）、帰宅時、30秒以上、消毒液でも可

基本的な生活様式

- ①せきエチケット
- ②換気（10分／時間）
- ③3密回避（密集、密接、密閉）
- ④体調がすぐれない人は自己申告（可能であれば検温）

詳細は、厚生労働省が発行している「[新しい生活様式](#)」（P12 または右図）をご参照下さい。



- 次に、町会等活動を進めるにあたり、どのような観点で注意したら良いのか、事例を含めて示します。

活動推進に向けた検討事項

事前の検討事項

- ①事業や行事の目的に沿った新たな内容の活動へ移行
⇒対面以外の手段(手紙やメール)、ウォーキング大会、展示会等
- ②行事の簡素化や内容・場所の見直し(屋外、大声を出さない、広い場所など)
- ③屋内での会合や行事は、人数制限(定員の1/2以下)、換気、分散(日程や所)、時短による開催

開催時の注意事項

- ①前記「町会等活動の基本」を注意喚起
⇒会議室や会場での張り紙、アナウンスなど
- ②医療、介護関係者への差別、偏見(入会や参加を断るなど)の排除徹底
- ③参加者の把握(感染者発生時に連絡できること)、参加者名簿の保管
- ④行列をつくらない工夫、または密接を避ける方法をとる
- ⑤飲食は避ける(水分補給の飲料は可)、飲食物を提供した場合は自宅へ持ち帰り。近隣センターの利用条件(2.利用者に協力頂く事項)もご参照下さい
- ⑥熱中症予防のため、適度なマスク外し、日傘の推奨
- ⑦行事の主催者、スタッフの検温、マスクの着用、手洗い・うがいの徹底
- ⑧受付や販売所などでの透明ビニールシートの設置
- ⑨会合は可能な範囲でオンライン会議にて開催

近隣センターの利用について(令和3年1月)

(以下または右図を参照下さい)

→ <http://www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/053000/p055009.html>



2. 各町会等活動の具体的な進め方

町会等運営

1) 総会、役員会、班長（組長）会などの会議開催

- ①まず、決定すべき事項があるか等、開催の必要性を検討する。
必要性が無ければ、中止または延期を決断する。
- ②開催の必要性があるが出席者が集合できない場合に、委任状の活用、オンライン会議、メール活用や書面議決を行う。
- ③どうしても集合して会議を開催する場合や人数に限られる役員会や班長会議は、分散（場所や時間を分ける）集合し、3密回避、換気をよくして、時間短縮で開催する。

【委任状の事例】

予め審議事項と議決権行使は議長に一任する内容を示した（議案配布、掲示、回覧等）した上で、委任状に記名してもらった。
（参考資料P12を参照）

【オンライン会議の事例】

- ①今年度から部長20名でオンライン会議（Zoom会議）を実施し、若い世帯が多いので会議がスムーズに出来ている町会がある。またコロナ感染拡大前にスマホ、パソコン教室を開催し使い方を研修したことにより、LINEの参加人数は世帯数の1割に満たないものの、意外と高齢者の参加が多い町会もあった。
- ②一部の役員（議長、書記、会計、監査等）がソーシャルディスタンスを取れる会場に集合し、他の役員や会員はオンライン会議（Zoom、LINEのビデオ通話、Google Meet、Microsoft Teams等）にて参加し会議を進行した。
- ③オンライン会議に参加できず出席を希望した会員には、会場での出席または委任状、書面表決を依頼した。
- ④総会は、会場からグループラインで参加者に中継した。
- ⑤メールを活用して2か月に1回程度会議を開催。または会議資料を事前にメールにて配信し、会議時間を短縮した。
- ⑥ICTに詳しくない方もいるので、複数人数に数か所に集まって貰い、PCやTVの大きな画面を共有で見ながらお互いに教え合った（Zoomも）。

【書面議決の事例】

- ①予め会議資料を配布または回覧し、書面にて議事毎に賛否を表明する方法にて審議を進めた。多くの町会等がこの方法を採用している。
書面議決の案内状、結果報告は、参考資料P13～14を参照下さい。
- ②書面議決を、紙およびインターネット投票で実施。投票者全体の30%はインターネットを利用した町会があった。

■町会等における総会の開催について（柏市役所）

（以下または右図を参照下さい）



→ <http://www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/053000/p054481.html>

尚、認可地縁団体（法人格を持つ町会等）は、地方自治法の規定により、年に一度必ず総会を開催しなければならないとされていますが、開催は、前記のとおりの内容（延期、委任状、書面議決）で行うことも可能です。

【総会や会議開催時の注意事項（事例より）】

- ①書面の回収は、班長等宅または町会等の会館への持ち込み、またはポスティングとなるため、回収率は回覧による委任状方式より下がった。
- ②管理会社が町会費を納めている集合住宅では、回収率が低くなった。
- ③町会等の会員が個人となっている場合や法人格を持つ町会等は、規約の記載に則り、審議事項によっては、世帯全員の記名が必要な場合があるので、予め確認が必要となった。
- ④行事や事業を中止し、町会費等を集金する際に、用途を明確にした。
- ⑤会議は45分ごとに区切り、3回に分けて開催。無理な場合は中止した。

2) 町会費集金や加入促進

【各町会等で行った活動事例】

- ①集金や加入勧誘を延期した。尚、本年度（2020年度）の町会費等の集金は従来通り行った町会等が多かった。
- ②町会会員と接触する際は、マスク着用し、接触時間の短縮に心がける、もしくはポスティングを活用した。紙幣・硬貨の手渡しを避けるため電子マネーでの支払いを検討した町会等があった。
- ③町会費の金融機関振り込みを実施している町会等もあるが、振込手数料の負担があるため、限られている。
- ④コロナ禍などで町会の活動が制限されていることから、会費を減額または支払い不要にした町会等もあった。尚、一度会費を減額や免除を行うと、その後金額を戻す際に異論が出る可能性があるため、「本年度は特別に減額もしくは免除する」ことを明確にしておくことが必要。

3) 回覧、会報

【各町会等で行った活動事例】

- ①回覧、会報配布の際は、対面渡しをせず、ポスティングで行った。
- ②スマホのLINEを活用し、回覧を試行的に実施している。
- ③町会だよりを月2回出し、情報提供に努めた。
- ④掲示板の改修をした。

4) ふるさと会館管理

- ①定員の見直し、消毒液の設置、注意喚起の張り紙をする（内容は近隣センターの使用法に準ずる）。

②ふるさと会館を避難所利用する場合は、避難所運営者用マスク、消毒液の備蓄を検討する。

尚、消毒液（アルコール）は消防法の対象となるため
保管方法、保管量は確認が必要。（以下または右図を参照下さい）

■消毒用アルコールの取り扱い（東京消防庁）



→ <https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/lfe/topics/nichijou/nichijou/arukouru.html>

5) 町会等の情報や書類整理、新たな取り組み

【各町会等で行った活動事例】

- ①行事が無いからこそ、町会のデータ整理や古い防災のぼりを交換した。
- ②町会に集まったお願いやクレームに対応した1年であった。
- ③認可地縁団体の申請準備を進めている。
- ④行政との対話を積極的に行った。

防災防犯活動

1) 防災訓練

- ①接触の少ない安否確認訓練や自宅避難訓練を中心に行う。
- ②避難訓練は3密を配慮し実施する。
- ③避難所開設、運営訓練は人数を制限し、3密を配慮し実施。マスクや消毒液の備蓄を検討する。

【各町会等で行った活動事例】

- ①避難訓練の代わりに、町会内のハザードマップを制作した。
- ②防災訓練で、シェイクアウト訓練の取り入れと、防災の備えの表を配布して各家庭に防災意識を持ってもらった。
- ③防災意見交換会を、3密回避の参加人数を考慮し開催。会場のテーブル等も前日、当日消毒した。参加者は感染予防とマスク、フェイスシールドを付けることで規約を守るように徹底した。
- ④マスクを町会会員へ配布した。
- ⑤必要な防災用備品を用意し、運用手順を定めた。
- ⑥K-Netの支援者が要支援者に電話にて安否確認を行った。

2) 避難所準備

感染防止を施した避難所運営に関しては行政（県や市）のガイドに従う（以下または右図を参照下さい）

■災害時における避難所運営の手引き

～新型コロナウイルス感染症への対応編～（千葉県）



→ <https://www.pref.chiba.lg.jp/bousaik/press/2020/tebiki-hinanjyo-coronavirus.html>

【各町会等で行った活動事例】

- ①多世代でわかるように、避難所運営マニュアルを要約したものを配布。

3) 防災知識の習得

【各町会等で行った活動事例】

- ①自主防災組織の説明や、自宅避難等の防災研修会を少人数で複数回開催。
- ②予算的に今まで出来なかった「防災知識集 保存版」を防災士の人が監修して全会員宅へ配布。家庭の冷蔵庫に貼って頂き常時目につくようにして防災知識を身に付けてもらった。

4) 防犯活動

【各町会等で行った活動事例】

- ①3密を回避しながら防犯パトロール、小学校の見守り(交通安全)を実施。
- ②学校の下校時の見守りに50人、エンジョイパトロールに50人のメンバーがおり、各曜日ごとに5~6人のグループでパトロールを行った。広報車を使用し「福は内、コロナは外」と注意喚起を行った。
- ③詐欺被害防止の啓もうを行った。
- ④防犯カメラを設置、もしくは設置の検討を進めている。

地域福祉活動

1) コミュニティ活動

- ①お祭りや敬老会、文化祭での芸能披露などは、規模や内容を簡素化または分散化、オンライン化を行い、3密を配慮し実施する(文化祭展示会は可能)。地域のクイズ大会や参加者で作品制作、ウォーキング大会やオリエンテーリング大会などの新企画を検討する。
- ②面談ができない環境において、回覧、ポスティング、掲示板の活用や電話、手紙などの手段は、有効なコミュニケーションツールとして見直されている。顔と顔を見ながらのZoomを使った会話も新しいものとして広がると予想されるが、パソコンやスマホを持たない高齢者への対応も必要となる。

【各町会等で行った活動事例】

- ①屋外での行事を中心に、公園でのイベント、川の中にある島内での展示、花火、大堀川草刈り等を行った。
- ②夏祭りを、広場に集まらず各家庭で「おうちで盆踊り大会」「おうちで花火大会」「おうちでスイカ割り」を行い、その様子を撮影したものをグループLINEで町会の人にお知らせし見てもらった。経費は町会で持った。
- ③サロン活動は休止したが、サロンに来る人達とコミュニケーションをとるため、複数回手紙を書いて社会福祉協議会からのチラシと一緒にポスティングした。また9月には手紙に加えて花の植木鉢を一緒に届け、地域の人達とのコミュニケーションが続いている事を伝えた。
- ④屋外での夏休みのラジオ体操を、3密を避けて行った。
- ⑤敬老会対象者全員にゆうパックで記念品を配布。またクリスマス会も子供のいる家庭の申し込みを受けて、クリスマス用として図書券を配布。

- ⑥小学校の卒業式に親が会場に入れない状況であったため、町会からのサプライズ企画として、通学路に「卒業おめでとう!」ゲートを設置、卒業生1人1人にケーキを配布し、たいへん喜ばれた。
- ⑦親子会とママ友会が独自にハロウィンを企画。参加者を10人程度のグループを5つに分けて作り、ルートも別にして仮装パレードを行った。家族3世代も参加し、大好評であった。町会は資金援助した。
- ⑧福島県只見町との交流事業（ふるさと協議会事業）で、例年柏市で開催していた只見町物産展の形を替えて、お取り寄せ（カタログ販売）を行った。また例年、只見町で開催していた文化祭に今年は参加を見送る代わりに来年度参加の予約を済ませた。
- ⑨老人会、敬老会、クリスマス会を止め、お菓子配布やプレゼントを郵送。
- ⑩外でできるグラウンドゴルフや朝の体操、子供の芋堀大会は実施した。

2) 支え合い活動（高齢者生活支援）

- ①電話やメール、手紙による交流を中心とした活動を行う。
- ②支えあいのゴミ出し等、3密に気をつけながら実施する。
- ③会合が必要な際は、3密や換気、消毒、時間短縮を配慮し開催する。

【各町会等で行った活動事例】

- ①独居高齢者の方を対象に毎月行っていた食事会の代わりに、持ち帰り用の弁当を取り寄せて、部屋を分けるなどして顔合わせのみ出来る会を開催した。

環境美化活動

1) ごみ集積所管理（各町会等で行った活動事例）

- ①当番は、マスク着用、終了後は手洗い、消毒を励行している。
- ②ゴミステーションの現場に、町会等が考えた感謝の文言を掲示した。
- ③ゴミ集積場の整備(ゴミボックスの設置、ネット交換)を行った。

2) 環境整備

- ①花壇づくり、公園整備、清掃活動などは屋外であり、3密を考慮して作業は一定の距離を保ち、無駄なおしゃべりはしないで、短時間で終わらせる、事前の防護策は万全にするという条件で実施する。
- ②集合住宅の自治会が共有部分の消毒をするための経費負担や、町会等が緊急事態宣言解除後に、ふるさと会館の消毒や手の消毒液を常備する際の経費負担をする。

【各町会等で行った活動事例】

- ①道路や排水溝など損傷部位をチェックして回り、市役所へ修繕依頼した。

3. まとめ

【活動の実態（中止行事の影響）】

多くの町会等が、活動を停止し、どうしたら良いか悩んでいる状況ながら、やる気と工夫によりできることに取り組んでいる町会があります。コロナ禍を理由に活動せず、このまま活動が停滞してしまうことを避け、今だからこそできることを進めていくという皆さんの意気込みを感じます。

コロナ禍で、行事が全くできず、町会運営に苦慮されながら、ある町会等は、今までの記録、規則、実績の整理、備品の点検、補助金の活用をPRするなど、コロナ禍ならではの地道な地域活動を実践されているのは、素晴らしいことと思います。

【行事や事業を開催する際の注意点】

工夫している町会等は「3密回避」「屋外活動」「オンライン化」を意識し、今だからこそできる行事や事業を行う発想へ転換し、活動しています。

【新たな生活様式を意識した「新たな町会活動」とは】

“新しい生活様式”が定着してきていますが、以前の生活に戻りたいと思っている人が多いということも事実です。しかし、従来の行事や事業に固執せず「小規模、短時間、場所と時間の分散、オンライン」を前提とした行事や事業を考えている町会等が多くあります。またコロナ禍であるからこそ、町会等の運営の見直しやICT化に取り組み、人と人とのコミュニケーションにかける時間を増やすことを考える良い機会と捉えている町会等もあります。

【ICT化について】

コロナ禍の中で町会運営は、3密防止のためICT化がその役割を果たしていくことになると思います。若い世帯はスマホやパソコンなど最先端通信機器に馴染めますが、なかなか馴染めない高齢世帯への配慮として、従来の方法とICT活用の併用を当面、継続する必要があると考えます。

コロナ禍が今後も続くことを考えれば、ICT化、デジタル化は不可避であり、喫緊の課題であると考えます。Zoom、スマホ、パソコン、インターネットを駆使し、新しい地域活動への準備を積極的に進めている事例も少しずつ増えています。

4. 資料編

- | | |
|-------------------|--------|
| 1) 新しい生活様式（厚生労働省） | …P. 11 |
| 2) 委任状（例） | …P. 12 |
| 3) 書面議決案内（柏市役所） | …P. 13 |
| 4) 書面議決報告（柏市役所） | …P. 14 |

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保 ②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
 - 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
 - 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔を
もしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

委任状

「私は、令和〇〇年度通常総会の総意に賛成しますので、議長に一任します。」

記

班

	世帯主（代表者氏名）	住 所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		

令和〇年〇月〇日

〇〇町会 会員各位

〇〇町会
会長 〇〇 〇〇

令和〇年度 〇〇町会総会開催（書面議決）のお知らせ

日頃から、町会活動にご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、当町会では、例年この時期に定期総会を開催しておりますが、このたび、新型コロナウイルスの感染拡大防止という観点から、書面議決を行います。

つきましては、別紙の総会資料をお読みの上、お手数ですが令和〇年〇月〇日必着で、書面表決書を〇〇〇〇〇〇までご提出ください。

議案の可決につきましては、ご提出いただいた書面表決書のうち、賛成が過半数を超えた場合に可決とさせていただきます。何とぞご理解のほど、よろしく願いいたします。

なお、令和〇年〇月〇日に開催しました役員会において、各議案については審議済みであることを申し添えます。

書面表決書

令和〇年度〇〇町会総会（書面議決）について、次のとおり議決に関する権限を行使します。（※各議案について「賛成」「反対」のどちらかに〇をつけてください。）

第1号議案	令和〇年度事業報告	賛成	・	反対
第2号議案	令和〇年度決算報告	賛成	・	反対
第3号議案	令和〇年度役員（案）	賛成	・	反対
第4号議案	令和〇年度事業計画（案）	賛成	・	反対
第5号議案	令和〇年度予算（案）	賛成	・	反対
第6号議案	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	賛成	・	反対

【意見】（※ご意見がありましたらお書きください。）

住 所

氏 名

㊟

令和〇年〇月〇日

〇〇町会 会員各位

〇〇町会
会長 〇〇 〇〇

令和〇年度 〇〇町会総会書面議決の結果について

日頃から、町会活動にご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、本年度の総会は書面での議決とし、令和〇年〇月〇日必着で書面表決書をご提出いただきました。

その結果について下記のとおりご報告いたします。

記

令和〇年度 〇〇町会総会議決結果

議案

第1号議案	令和〇年度事業報告	賛成〇〇、反対〇〇、無効〇〇
第2号議案	令和〇年度決算報告	賛成〇〇、反対〇〇、無効〇〇
第3号議案	令和〇年度役員（案）	賛成〇〇、反対〇〇、無効〇〇
第4号議案	令和〇年度事業計画（案）	賛成〇〇、反対〇〇、無効〇〇
第5号議案	令和〇年度予算（案）	賛成〇〇、反対〇〇、無効〇〇
第6号議案	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	賛成〇〇、反対〇〇、無効〇〇

結果

すべての議案について、過半数の賛成をもって可決されました。

第〇号から第〇号までの議案について、過半数の賛成をもって可決されました。

第〇号議案について、過半数の賛成をもって可決されました。

第〇号議案について、過半数の反対をもって否決されました。

第〇号から第〇号までの議案について、過半数の反対をもって否決されました。

すべての議案について、過半数の反対をもって否決されました。

特記事項

〇〇〇〇〇〇〇〇

「人と人とのつながり」が必要な時に、 「人と人がつながれる」地域へ

柏市地域協働を考える会のご紹介

本会は、柏市地域支援課と協働し、町会や自治会、区等の困りごとや課題について、共に考え、これを自ら解決することを目的に、平成26年に発足した公益活動団体です。柏市と町会等の地域団体の協働促進に役立てることを目指し、中間支援を行っています。是非、ホームページをご覧ください。

柏市 考える会

検索

本件に関するお問い合わせは以下までご連絡下さい。

柏市地域協働を考える会

メール : info@kyodoukai.jp

ホームページ : <http://www.kyodoukai.jp/>

柏市町会等コロナ禍における対応事例集

制作 柏市地域支援課、柏市地域協働を考える会

発行 2021年（令和3年）2月